



綾川総第 870 号
令和 3 年 11 月 10 日

綾川町特別職報酬等審議会 会長 殿

綾川町長 前田 武俊



綾川町特別職の報酬等の額について（諮問）

綾川町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記の事項について
貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 町長、副町長及び教育長の給料の額並びに議会の議長、副議長
及び議員の報酬の額について